

用語	解説	ページ
	どの住民によって組織されている各種団体によって構成され、小学校や幼稚園、児童・障がい・高齢者関係の社会福祉施設などが参加している地域もある。	
保健・医療・福祉 ネットワーク委員会 (略語表記; ネットワーク委員会)	概ね小学校区を基本として設置され、連合振興町会、社会福祉協議会、民生委員等各種団体の代表で構成される。地域の住民が健康を保持・増進し、積極的に社会参加できるような地域ぐるみの取り組みを行うとともに、要援護者のニーズの発見や相談、関係機関への連絡・調整、地域での支え合いについての検討などを行う地域福祉の核となる組織である。	p.8 p.14 p.22 図 p.23 図
北区ボランティア・ 市民活動センター	各区の実情に応じて、区内における主に福祉分野を中心としたボランティア活動相談・支援依頼相談の受付・連絡調整・コーディネート、ボランティア団体の活動支援、ボランティア保険の取り扱い、ボランティア活動に関する講座や学習会の開催、福祉教育の推進、「ビューローだより」等の発行による情報提供・広報啓発事業等に取り組んでいる。 北区では、北区在宅サービスセンターいきいきネット内に相談窓口が設けられている。	p.8
障がい者相談支援 センター	障がいがある方やその家族等の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用、ピアカウンセリング、介護相談、権利擁護のために必要な援助、専門機関等の情報提供などを行っている。また、障がいがある方の賃貸契約による一般住宅への単身入居を支援するため、入居に必要な調整や家主等への相談・助言を行ったり、夜間を含めて緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整を行なうと共に、障がい者虐待に関する通報届出の窓口や、地域に密着したシステム構築のための中心的な役割を担い、指定相談支援事業所等の後方支援等を行っている。	p.22 図
地域子育て支援 センター	子育ての知識やノウハウを蓄積している保育所の機能や施設を活用して、育児に関する相談や情報提供などを行っています。また、遊び場の提供などを通じて、育児指導を行ったり、保護者の交流を促進している。 ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談、援助の実施	p.22 図

用語	解説	ページ
	・ 地域の子育て関連情報の提供 ・ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 北区では、同心保育園がその役割を担っている。（平成26年度現在）	
北区子ども・子育てプラザ	在宅で子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するため、次のような事業を実施し、地域福祉活動の推進を図っている。 ・ 子育て情報の提供 ・ 地域の自主的な子育て活動（子育てサークルやサロン活動など）の支援 ・ 子育てボランティアの養成 ・ ボランティアグループの育成 ・ 子育て支援講座、講演会やセミナーの開催 ・ クラブ活動や自然体験等の行事の開催 ・ 子どもたちの自由な遊び場の開放 ・ 世代間交流事業	p.22 図 p.30 p.35
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法の1つとして、地域包括支援センターが主催している。地域内のケアマネジャーやサービス事業者、地域関係者などに参加を呼びかけ、勉強会や情報交換を行っている。	p.26
ライフライン事業者	電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の諸設備を提供・運営している事業者を指す。 大阪市では、孤立死防止に向け、公益社団法人日本新聞販売協会近畿地区本部大阪市連合支部、水道局、関西電力株式会社、大阪ガス株式会社、日本郵便株式会社との間で連携協定を締結している。	p.28 p.40
高齢者虐待防止連絡会議	北区における高齢者虐待防止等の適切な実施を図るため、行政、関係機関、関係団体及び高齢者の福祉に関する職務に従事する者等が、高齢者虐待を取り巻く状況や考え方を共有化し、有機的に連携協力していくことが重要であることに鑑み、設置している（事務局は北区役所）。	p.29

用語	解説	ページ
	次に掲げる活動を行う。 (1) 高齢者虐待防止に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関する協議 (2) 高齢者虐待防止に関する広報・啓発活動の推進 (3) 高齢者虐待防止に関する意見交換及び現状の把握 (4) その他設置目的を達成するために必要な事項	
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見やその適切な保護、又は要支援児童及びその保護者または特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者その他の関係者が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であることに鑑み、設置している（事務局は北区役所）。 次に掲げる活動を行う。 (1) 児童虐待に関する情報交換並びに関係機関の連携及び協力の推進に関する協議 (2) 児童虐待に関する広報・啓発活動の推進 (3) その他設置目的を達成するために必要な活動	p.29
北区子育て支援連絡会	子育てサロンを運営している主体が集まる連絡会と保育所・幼稚園、図書館や助産師会などの関係機関で構成されている（事務局は北区役所）。「北区子育て支援活動プログラム（平成23年度策定）」の趣旨に基づき、北区では子育て支援連絡会（地域子育てネットワーク）として、情報提供やイベントの実施など、さまざまな子育て支援事業を行っている。	p.30
子育て支援ルーム（キッキ）	「ひとりじゃないよ！こそだての“わ”」事業の一環として、北区役所1階に子育て支援ルームを開設した。ルームでは絵本コーナーやおもちゃなどを常設し、乳幼児とその親あるいは親同士の交流によって子育ての輪を広げながら、必要に応じて臨床心理士・保育士などの専門スタッフが子育てに関する様々な心配ごとや悩みごとの相談を受けている。	p.30

用語	解説	ページ
こども相談センター	こどもに関わるさまざまな相談を受け、それぞれのお子さんに適した支援（助言・指導・施設入所など）を行っている。ケースワーカー（児童福祉司）、心理相談員（児童心理司）、医師、教職経験者などの専門の職員が相談を受けている。 相談内容は、 （1）親の病気、家出、離婚などのため家庭で子どもを育てるのがむずかしい （2）家出・盗み・シンナー吸引などがあり困っている （3）ことば、運動などの発達が心配 （4）不登校、ひっこみじあん、落ちつきがない、乱暴、性格や行動面で困ることがある （5）児童虐待 （6）家庭で育てられない子どもの里親になりたい、または養子を迎えたい （7）こどもの学習や対人関係について、担任の先生と一緒に相談したい	p.30
ひとり親家庭サポーター	就業支援の専門的知識をもつ者で、ひとり親家庭及び寡婦の方に対して、就職や自立支援に関する制度などの情報を提供するとともに、各区保健センターにおける相談や訪問相談などきめ細かな就業相談を行っている。	p.30
はつらつ脳活性化プロジェクト	平成22年度から高齢者が自ら認知症予防のための活動を習慣化できる地域でのしくみを、区民と協働しながらつくることを目的に実施している。 事業実施にあたっては医療・保健・福祉が連携をし、「北区認知症対策アドバイザー」の協力を得ながら事業の展開、評価をおこなうとともに、認知症予防のためのプログラムを地域と協働してできるように市民啓発、サポーター育成を実施している。	p.31
認知症サポーター	認知症を理解し、認知症の人や家族を支援する応援者のことである。キャラバン・メイト（講師役）が、地域で講座を実施し、認知症サポーターを養成している。	p.31
にこりんく （北区認知症高齢者支援ネットワーク連絡会）	「認知症になっても安心して暮らせるまち」の実現に向けて、かかりつけ医とケアマネジャー等の関係機関がしっかりとつながりを持つこと、また、家族や周囲の方々が認知症を正しく理解し、安心して認知症の方を見守ることがで	p.31